

平成29年陸別町議会第2回臨時会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成29年5月2日 午前10時00分			議長	宮川 寛
	閉会	平成29年5月2日 午前11時44分			議長	宮川 寛
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席 8人	1	中村 佳代子	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	久保 広幸	○			
凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲㊟ 公務欠席を示す	3	多胡 裕司	○			
	4	本田 学	○			
	5	山本 厚一	○			
	6	渡辺 三義	○			
	7	谷 郁司	○			
会議録署名議員	中村 佳代子		久保 広幸			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			主任主査 吉田 利之		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野尻 秀隆				
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	佐々木 敏治		総務課長	早坂 政志	
	町民課長	芳賀 均		産業振興課長	副島 俊樹	
	建設課長	高橋 豊		保健福祉センター次長	丹野 景広	
	総務課主幹	空井 猛壽				
教育長の委任を 受けて出席した者の 職氏名						
農業委員会会長の 委任を受けて出席し た者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第25号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案第26号	専決処分の承認を求めることについて
5	議案第27号	財産の取得について
6	議案第28号	陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
7	議案第29号	平成29年度陸別町一般会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開会宣告

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成29年陸別町議会第2回臨時会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（宮川 寛君） 町長から、行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 3月定例会以降、本日までの行政報告ですが、お手元にお配りの書面のとおりでございますが、書面の中から1件、口頭で1件、合わせて2件の行政報告をさせていただきます

まず書面の中から、3月27日、池北三町行政事務組合定例会が足寄町で開催されましたが、その前段において、三町の首長会議が開催されました。内容といたしましては、今後の銀河クリーンセンターにおけるごみ処理についてであります。

3月定例会において、銀河クリーンセンター内にある最終処分場、埋立処分場の運用が平成30年度末でほぼ満杯になることから、平成31年度以降のごみ処理体制について、し尿処理と同様に、十勝環境複合事務組合による共同処理を行う方向で協議を行ってきたところであります。

また、構成三町での統一した対応について一定の方向性が出ましたら、議会に報告させていただきたいと申し上げていました。このたびの構成三町首長会議におきまして、平成31年度以降のごみ処理につきましては、資源ごみ、小動物の受け入れにつきましては、従来どおり銀河クリーンセンターでの受け入れを行い、燃やすごみ・燃やさないごみ・有害ごみ・危険ごみにつきましては、し尿処理と同様に十勝環境複合事務組合において、共同処理を行う方向で確認したところであります。

なお、同日、開催されました池北三町行政事務組合議会、全員協議会及び議会定例会におきまして、組合管理者である阿久津足寄町長から報告されたところでもあります。今後、三町の表明が出そろった後に、十勝環境複合事務組合への加入事務手続などを進めていく

こととなります。

なお、当町におきましては、現状の収集体制の維持を念頭に検討協議を進めていきたいと思っておりますが、節目節目におきまして議会にも報告し、相談をさせていただきたいと考えております。

また、合わせて現在の銀河クリーンセンターの状況、その後の方向性などにつきまして、町民の皆さんにもお知らせしていきたいと考えております。

次に、口頭で1点、御報告申し上げます。

陸別保育所、小・中学校における感染性胃腸炎、ノロウイルス発生についてであります。最初に、陸別保育所についてですが、4月19日午前8時50分、陸別保育所から園児10人が胃腸炎症状で休んでいるとの連絡が保健福祉センターに入り、保健師から帯広保健所に連絡を行ったところであります。同日、午後から帯広保健所が保育所に調査に入り、体調不良児の経過など、状況の確認、施設の消毒の指示及び衛生管理について指導がありました。その後、消毒強化、体調不良児の把握、医療機関への受診の勧奨、手洗いの奨励など、保護者へ周知を行ってまいりました。

園児の早退を含め、この日は最終的に14人が休み、さらにウイルス特定のため便検査を帯広保健所に依頼しました。翌20日の園児の欠席者は7人でありました。町から保育所、小学校、中学校を通して保護者に、感染性胃腸炎蔓延防止啓発用パンフレットを配付し、各家庭での対処法の周知を行ってきたところであります。21日は7人が欠席、19日に依頼した4人の便検査の結果、3人にノロウイルスが検出され、同日午後3時に報道発表され、22日に新聞掲載されました。22日以降、欠席者は24日が4人、25日1人、26日3人、27日1人、28日3人、5月1日1人、5月2日、きょう現在、欠席者なしとなっております、収束に向かっているところであります。

なお、園児の手洗いの励行、保育所内の消毒は現在も実施しておりますが、今後とも衛生管理の徹底に努めていきたいと考えております。

次に、学校関係について御報告申し上げます。

小中学校における感染性胃腸炎の発生と対策状況について報告いたします。

小学校におきましては、4月10日、入学式以降5月2日まで、嘔吐や腹痛の症状による早退、欠席者が40名となっております。現在までの対策ですが、4月20日、5名の欠席者が出た2年生を午前の授業が終了した時点で下校させるとともに、23日まで学級閉鎖の措置をとりました。21日に、帯広保健所の指導を受け、校内一斉消毒を実施しております。あわせて、給食センターに対し、注意すべき指導を受けております。その際に、今回の原因は食品ではないとの見解を確認しております。通常の消毒作業は継続しておりますが、24日以降も新たに早退、欠席する者が11人出ており、28日には2回目の校内一斉消毒を実施しております。5月2日、きょう現在、欠席している児童は2名となっております。

中学校におきましては、同様の症状で授業及び大会を休んだ生徒が、19日から5月2

日火曜まで10名となっております。25日、26日は欠席する生徒はいませんでした
が、27日以降、新たに5名の生徒が欠席しております。5月2日、きょう現在、欠席し
ている生徒は1名となっております。

収束に向けて手洗いなどの予防や家庭での消毒などの協力をお願いしているところ
ですが、引き続き対策を実施してまいります。

以上で行政報告を終わります。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番中村議員、2番久保議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、本日、議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期について協議して
おりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○3番（多胡裕司君）〔登壇〕 平成29年陸別町議会第2回臨時会の運営について、本
日開催いたしました議会運営委員会において、慎重に協議しましたので、その結果につ
いて報告いたします。

今臨時会に町長から提出のありました議案は、専決処分の承認を求めることについて2
件、財産の取得について1件、条例の一部改正1件、補正予算1件の合わせて5件であ
ります。

議案の内容を総合的に勘案の上、協議の結果、今臨時会の会期につきましては、本日1
日間とすることに決定をいたしました。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御理解、御協力をお
願い申し上げ、報告といたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

今臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日1日間としたい
と思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第25号専決処分の承認を求めることについて

○議長(宮川 寛君) 日程第3 議案第25号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第25号専決処分の承認を求めることについてですが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、専決処分したところであります。

その内容につきまして議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 芳賀町民課長。

○町民課長(芳賀 均君) それでは、私から議案第25号専決処分の承認を求めることについてを説明いたします。

お手元の議案集の3ページをごらんいただきたいと思います。

専決処分をした内容は、町税条例の一部を改正する条例であります。

ただいま町長が専決理由で述べましたとおり、本改正は、平成29年法律第2号、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律のほか、関係する政令、施行令、省令が平成29年3月31日に公布され、原則4月1日から施行されることに伴いまして、町税条例(昭和37年陸別町条例第1号)の一部の改正を行ったものであります。

この改正の根拠法令につきましては、地方税法と航空機燃料譲与税法の一部改正を一つの法律で行っておりまして、航空機燃料譲与税は空港関係の市町村及び都道府県が、航空燃料税を財源として国から交付されるものでありますので、当町に関連はなく、今回の条例改正は地方税法の一部改正によつての改正となりますので、あらかじめ御了承ください。

なお、説明に際しましては、法律の改正によつて条や項がずれたりしたものを整備したり削除したり、またそれに伴う条・項の繰り上げ等につきましては、説明を簡略化または省略させていただきまして、内容が改正された部分のうち主要な部分を重点的に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

説明資料として、新旧対照表と概要を整理した資料を配付させていただいております

が、概要資料で説明させていただきたいと存じます。

議案説明資料ナンバー 1-1 をごらんください。

この資料は、今回の改正内容の構成を施行月日別、税別、そして項目別に整理したものであります。この概要資料に沿って説明をさせていただきます。

それでは最初に、平成 29 年 4 月 1 日施行の内容から説明いたします。

まず、税の種類ごとにローマ数字で示しておりますが、まずローマ数字の I 番に町民税、それからローマ数字の II 番に固定資産税、それからローマ数字の III 番に軽自動車税と、それぞれの改正内容をまとめております。順に説明をいたします。

最初に町民税であります。算用数字の 1 番から、次のページになりますが 6 番までは共通の改正内容でありますので、一括して説明をいたします。今回の地方税法の改正によりまして、特定配当等並びに特定株式譲渡所得、特例適用配当等及び条約適用配当等に係る所得について、個人住民税の課税方式の選択に関しまして、国税と地方税で異なる課税方式を選択することが可能となりましたので、そういうことで条例を改正するというものであります。

1 番の条例第 16 条第 4 項を例として説明いたします。

特定上場株式等の特定配当があった場合は、総合課税で確定申告、それから源泉徴収による申告不要、それから申告分離課税の選択制となっております。所得税の確定申告が提出されている場合でも、その後提出された住民税の申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が、課税方式を決定できることを条例に規定することで明確化するというものであります。

次の 2 番の第 16 条第 6 項が、その特定株式等譲渡所得金額に係る所得、それから二つ飛びますが、資料 1-2 になりますが、5 番の附則第 20 条の 2 が特例適用利子等及び特例適用配当等で、6 番の附則第 20 条の 3 が、条例適用利子等及び条約適用配当等に係る同じ内容の規定となります。

前のページに戻りまして、3 番の条例第 23 条の 3、4 番の附則第 16 条の 3 につきましては、前段の条例第 16 条の改正に伴う所要の整備ということで、それぞれの申告書等、特例の除外の要件等を規定しております。

次のページになりますが、次の 7 番の条例第 39 条と条例第 40 条につきましては、法人の町民税に関しまして、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備であります。内容は法改正に合わせた文言の整理であります。

次に、資料 1-2 の 1 番下の項目になりますが、8 番の附則第 8 条の改正であります。附則第 8 条は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例、いわゆる肉免について適用期限を 3 年間延長するものであります。現行は、昭和 57 年度から平成 30 年度までとなっているものを、改正後は、昭和 57 年度から平成 33 年度までとするものであります。

次に、9 番の附則第 17 条の 2 についてであります。

ここでは、優良住宅の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものであります。現行は、昭和63年度から平成29年度までとなっているものを、改正後は、昭和63年度から平成32年度までとするものであります。

以上の町民税に関する経過措置としまして、附則第2条により個人町民税に関しましては平成29年度以後の年度分の個人の町民税に適用して、平成28年度分までの個人の町民税につきましては、従前の例によるという規定となります。また、法人の町民税に係る規定に関しましては、平成29年1月1日以後に、規定中の納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用となります。

次に、資料1-3であります。10行目のローマ数字のII番、固定資産税の改正について説明いたします。

まず、1番の条例第50条第8項では、地方税法において第349条の3の4が新設されました。その内容は、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例についての規定であります。この法律改正に合わせて、対照する条項の整備に伴う改正となっております。

この経過措置につきましては、平成28年4月1日以後に発生した震災等に係る償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するとなります。この後に出てきます附則第10条の読みかえ規定も、同様の経過措置の規定となります。

次に、2番の条例第50条の2と3番の附則第10条の2を説明いたします。

ここでは、わがまち特例と言いまして、法律で定められた範囲内で、それぞれの市町村において課税標準の額の割合を定める規定となっております。まず、条例第50条の2第1項から第3項を説明いたします。

近年、全国的、特に都市部では保育所の不足が深刻化しており、それぞれの保育所の形態において固定資産税の軽減によって設置の促進を図ろうという規定となっております。当町では、国が改正前まで規定していた割合を参酌し、2分の1といたしました。この対象となるのは、家屋と償却資産であります。軽減期間は定めがありません。そこで第1項が家庭的保育事業、第2項が居宅訪問型保育事業、第3項が事業所内保育事業について規定しております。この規定の経過措置につきましては、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお、従前の例による内容であります。

次に、附則第10条の2について説明いたします。

資料1-4をごらんください。

この項目につきましても、わがまち特例に関する規定であります。第5項から第9項までは、法律の条ずれによる改正であります。そして改正前の第10項につきましては、地方税法において法附則第15条第40項のフロンを冷媒としない冷却器に関する規定が、今回の法改正で削除となりまして、法附則第15条第44項の規定が新設されました。こ

の規定を改正後の第10項で規定しております。

内容は、保育事業の一つの形態である企業主導型保育事業が、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに国の補助金を受けた施設について、当町といたしましては国が改正前まで規定していた割合を参酌し、課税標準を2分の1とする規定であります。対象資産は、家屋、償却資産のほかに土地も含まれます。軽減期間は、5年度分となっております。

なお、経過措置としましては、今回削除になりました法附則第15条第40項のフロンを冷媒としない冷却器の規定の経過措置につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに新たに取得したものについては、従前の例によるという規定となっております。

次に、4番の条例第52条の2について説明いたします。

ここでは、居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションの税額の補正方法について規定しております。これは、タワーマンションを節税目的で購入する動きに歯止めをかけるための規定と言われております。現在は、階層や購入価格にかかわらず一律となっている評価額、それを相続税対策で使うという動きがあるということで、高層階にいくほど引き上げまして、節税効果を薄めるという内容となっております。

次の5番の附則第10条は、法律改正に合わせて、対照する条項の整備に伴う改正であります。

次は、6番の条例第52条の3と次のページ、7番の条例第63条の2に関して説明いたします。

これは、さきの熊本地震を初め、災害が頻発していることを踏まえ、被災者や復興の動きにおくれることなく税制上の対応を手当てする観点から、これまで、その都度、地方税法の改正により手当てしてきた対応の中で、あらかじめ手当てをしておくことが適当なものについて、地方税法の規定を常設化するという改正に基づくものであります。

内容は、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用するという規定となっております。このことに合わせて、条例第52条の3が共用土地に係る税額の案分の申し出に関する規定で、条例第63条の2が被災住宅用地の申告に係る規定となっております。

これらの経過措置につきましては、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年4月1日より前に震災等で滅失し又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税につきましては、従前の例によるという規定となります。

次に、8番の附則第10条の3第8項と第9項について説明いたします。

現在、地方税法において新築の長期優良住宅については、一般の新築住宅より手厚い特例措置が講じられておりますが、増改築による場合についても新築の場合と同様に、その

改修によって長期優良住宅に該当する場合の特例措置が新設されました。条例では、その新設された法律に対応して、申告書について規定しております。第8項が耐震改修、第9項が熱損失防止改修、いわゆる省エネ改修の申告書について規定しております。

以上の固定資産税に関する経過措置につきましては、附則第3条により別段の定めがあるものを除き、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお、従前の例によるという規定となります。

次に、ローマ数字のⅢ、軽自動車税の改正について説明いたします。

まず、附則第16条、軽自動車税の税率の特例に関する項目の改正です。第5項から第7項を加える内容であります。概要といたしましては、燃費性能に応じて税率を軽減する軽自動車税のグリーン化特例について、重点化を行った上で適用期限を2年延長する規定を追加するものであります。

内容につきましては、資料ナンバー1-6の表で説明いたします。

上の表が、平成28年12月定例会で議決をいただきました平成28年陸別町条例第20号で、1年間適用期間の延長がされた内容となっております。下の表が、今回追加された規定となっております。重点化につきましては、排出ガス基準が強化される内容となっており、一つの例としまして、それぞれの表の中段の軽減率が50%軽減を比較しますと、上の表では平成32年度基準プラス20%達成車を対象としているのに対し、下の表では平成32年度基準プラス30%達成車を対象とする内容となっております。適用期限の2年延長につきましては、それぞれの表の上に記載の事項を比較していただきます。上の表では、取得期間が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの車に対して、軽課年度、つまり特例の適用年度が平成29年度となっております。下の表では、取得期間が平成29年4月1日から平成31年までの車に対し、それぞれ取得の翌年度を軽課年度とする改正となっております。第5項で75%軽減の対象車、第6項で50%軽減の対象車、第7項で25%軽減の対象車に関して、それぞれ規定しております。

なお、この軽課につきましては、それぞれ取得年度の翌年度のみに適用される規定となっております。

次に、2番の附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例について説明いたします。

これは法律、条例ともに新設の項目であります。この規定の概要は、自動車メーカーによる不正行為に起因して、納付不足額が生じた場合における賦課徴収の特例を定めたものであります。

内容は、グリーン化特例による減税対象者に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が不正の手段によって国土交通大臣認定の取り消しによる場合には、当該自動車メーカーが納付することとして、その納付すべき額は、納付不足額に10%上乗せするというものであります。

以上の軽自動車に関する経過措置につきましては、平成29年度以後の年度分の軽自動

車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、従前の例による規定となります。

さらに、町長が、平成28年度以前の年度分の軽自動車税の額について、不足額があることを納期限後において知った場合に、所有者以外に原因があるときには、その原因者を当該軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用することとなります。

次に、資料1-7の公布の日施行の附則第5条について説明をいたします。

まず、(1)の平成28年改正第1条の2について説明いたします。

これは、平成28年12月議会で議決をいただきました平成28年陸別町条例第20号の一部を改正するものでありますが、ことしの3月の定例会で議決をいただきました平成29年陸別町条例第1号が施行済みとなっておりますので、そこで改正した後の状態を今回改正するものであります。

内容は、今回、新たに規定しました附則第16条の2を平成31年10月1日に削除するものであります。3月定例会の税条例の改正で審議をいただきましたが、平成31年10月1日に消費税が改定された場合に、自動的に軽自動車税が種別割に改正され、今回の改正が軽自動車税に関する規定であることから、法律、地方税法が失効となるため、今回定めました町税条例附則第16条の2も削除とするための改正となっております。

次に、(2)の平成28年改正第2条について説明いたします。

ここでは、平成26年の第2回臨時会で議決いただきました平成26年陸別町条例第11号の改正附則第6条を改正するものであります。

内容は、今回の附則第16条の改正に伴う文言整理等であります。

次に、議案集9ページ、下から9行目の附則をごらんいただきたいと思います。

施行期日等を定めた附則であります。

冒頭部分を読み上げます。施行期日。第1条、この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の規定は、公布の日から施行する。

なお、附則第2条から第4条の経過措置による適用月日に関しましては、個々の説明の中で触れておりますので割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしてみたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 2点、御質問させていただきます。

一つは、条例のただし書き、住民税のほうですが、条例のただし書きの取り扱いについてであります。申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときはこの限りではないと、このことについてあります。説明資料1-1の、事情を勘案して、町長が課税方式を決定できるとする規

定につきましてですが、条例第16条第4項、同条第6項以下幾つかあるわけですが、それぞれに想定される事情の具体例などにつきまして、施行規則によって既に定められているのか、これをまずお伺いいたします。

二つ目であります、説明資料1-3における条例第50条第8項に規定する震災等により滅失等をした償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例につきまして、「等」という言葉を何度か使っているわけですが、先ほど説明がありましたように地方税法では、東日本大震災の場合について、規定されているのは私も見ております。今回、それらを踏まえまして事前に震災等ということで規定するのだらうと思いますが、これは震災のほか、どのような場合が考えられているのかお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 最初の御質問ですが、事例ということでありますが、詳細な事例を持ち合わせているわけではありませんが、一般論として申し上げますと、課税の選択ができるという中で、例えばなのですが、上場株式の場合、特定口座を設けている場合に、一つの証券会社に対して一つの口座しかつけれないわけですね。複数の証券会社を利用されている方で、源泉徴収で所得税の確定申告をしないことを最初に選択した場合に、株の場合は損益が出る場合があります。それを確定申告をすることによって、損益を通算して計算することができる場合があります。そういったことを選択ができるということでもあります。

それから、災害等の関係であります、いろいろな大規模な災害というのが、震災等となっておりますが、地震だけではなくて大規模な災害を想定しているということでもあります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、2点目のほうのことについてですが、震災等ということで例えばですが、昨年のような台風被害で激甚災害に指定とかなった場合は、対象になる可能性はあるのですか。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 今回の条例改正につきましては、その場所が被災地、被災市街地復興推進地域に定められた場合ということになっておりますので、そういう条件が定められております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） そういたしましたら、被災市街地復興推進地域に指定される可能性は震災だけではなく、ほかの災害でもあるということですか。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 地震による被害以外ということではありますが、その可能性が

あると思います。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 2 5 号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 5 号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第 4 議案第 2 6 号専決処分の承認を求めることについて

○議長（宮川 寛君） 日程第 4 議案第 2 6 号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 2 6 号専決処分の承認を求めることについてですが、国の交付金等の額が確定したことに伴い予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、専決処分を行ったところであります。

その内容につきまして報告し、議会の承認を求めるものであります。

内容につきましては、副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第 2 6 号を説明いたします。

議案集 1 4 ページをお開きください。

平成 2 8 年度陸別町一般会計補正予算（第 1 2 号）。

平成 2 8 年度陸別町の一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 7 4 1 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 1 億 1, 4 2 8 万 5, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出23ページをお開きください。

23ページ、歳出であります。

2款総務費1項総務管理費2目文書広報費15節工事請負費、機器更新工事127万7,000円の減額であります。これは防災行政無線の設備更新工事でありまして、工期が昨年6月22日から3月10日までであります。検定等が終わりまして、引き渡し日が3月22日ということで、今回、予算を計上させていただきました。

5目財産管理費13節委託料、これは163万5,000円の減額であります。除雪業務の委託料の減額になります。これは公共施設関係の除雪業務であります。25節積立金1億2,694万1,000円の補正であります。まず、財政調整基金に2万円、これは寄附1件であります。ふるさと整備基金積立金101万円、これは寄附6件であります。いきいき産業支援基金積立金5,591万1,000円、これは優良家畜導入支援貸付金の繰り上げ償還分、歳入も同額がありますが、419万8,000円を含んだ額であります。地域福祉基金積立金3,000万円、公共施設等維持管理基金積立金2,000万円、給食センター管理運営基金積立金2,000万円であります。以上、1億2,694万1,000円を基金に積み立てる予算であります。

なお、資料ナンバー3に基金の一覧がございますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

24ページに移ります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節負担金補助及び交付金420万9,000円の減額。これは社会福祉協議会の補助金の減額でありまして、当初、人件費5名分の予算を見ておりましたけれども、1名の採用が決定にならなかったということで職員4名分、1名減分の予算。それから、移送サービス事業で回数の減に伴いまして41万5,000円、人件費分で379万4,000円の減額、合わせて420万9,000円の減額となります。

6款農林水産業費1項農業費4目畜産業費21節貸付金375万円の減額。これは家畜導入資金の貸付金でありまして、当初8,000万円の予算を見ておりましたけれども、事業確定が7,625万円ということで、その差額375万円を減額するものであります。これは、歳入でも同額をいきいき産業支援基金に戻すと、そういう歳入の予算で出てきます。

それから、2項林業費3目林道新設改良費13節委託料872万1,000円の減額。これは、林業専用道上勲祢別本苫務線開設事業でありますけれども、事業の確定に伴って減額予算を計上しています。用地確定測量で135万8,000円の減額、測量設計で736万3,000円の減額であります。

次に、8款土木費2項道路橋りょう費、この道路橋りょう費の予算につきましては冬期

間の除排雪関係の予算の減額であります。1目道路橋りょう総務費、需用費、消耗品費で254万1,000円の減額、燃料費で133万2,000円の減額、合わせて387万3,000円の減額であります。

それから、2目道路維持費、賃金で13万8,000円の減額、これは臨時作業員賃金であります。13節委託料の除排雪業務592万2,000円の減額、これも冬期間の、3月31日までの除排雪業務の確定に伴う減額となります。

以上で歳出を終わりました、歳入、19ページをお開きください。

歳入になります。

今回の計上、専決処分させていただいた内容につきましては、先ほど町長の説明にありましたように、国の交付金等の確定に伴う専決処分ということですので、その点御了承いただきたいと思っております。

2款地方譲与税1項自動車重量譲与税1目自動車重量譲与税、確定による211万5,000円の追加の補正。

2款地方譲与税2項地方揮発油譲与税1目地方揮発油譲与税、これも確定に伴う追加13万円の補正。

3款利子割交付金1項利子割交付金1目利子割交付金、これは確定に伴う減額、28万1,000円の減額です。

4款配当割交付金1項配当割交付金1目配当割交付金、これも確定による減額、64万4,000円の減額であります。

20ページになります。

5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金1目株式等譲渡所得割交付金1節株式等譲渡所得割交付金、これも確定による減額、30万5,000円であります。

6款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1目地方消費税交付金1,560万円の追加の補正であります。地方消費税交付金162万1,000円、社会保障財源交付金1,397万9,000円、それぞれ、これらの確定に伴う追加の補正となります。

7款自動車取得税交付金1項自動車取得税交付金1目自動車取得税交付金1節自動車取得税交付金、これも確定に伴う追加の補正372万1,000円あります。

21ページになります。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、既定額23億5,556万2,000円ですが、普通交付税が既に確定しております。21億7,556万2,000円。特別交付税が、予算では1億8,000万円見ておりました。今回、特別交付税が3月に確定しまして、2億6,798万5,000円と決定されました。1億8,000万円との差額8,798万5,000円を今回、特別交付税として補正をさせていただいております。

14款道支出金2項道補助金4目農林水産業費補助金2節林業費補助金、林業専用道上勲祿別本苦務線開設事業補助金、これも事業の確定に伴う補助金の減額、808万3,000円の減額であります。

16款寄附金1項寄附金2目指定寄附金1節総務費寄附金ふるさと整備資金101万円、これは寄附6件です。4節災害復旧費寄附金2万円、これは災害復旧資金でありまして、寄附1件であります。

次のページ、17款繰入金1項基金繰入金2目いきいき産業支援基金繰入金1節いきいき産業支援基金繰入金ですが、375万円の減額。これは歳出でも説明しましたように、優良家畜導入支援事業に係る基金の取り崩しですが、8,000万円から7,625万円に確定したということで、375万円を減額して基金に戻すという内容になります。

19款諸収入3項貸付金元利収入1目家畜導入貸付金収入1節家畜導入貸付金収入419万8,000円の補正。これは優良家畜導入資金貸付金繰り上げ償還分、乳牛等13頭分であります。

20款町債1項町債1目総務債、過疎地域自立促進特別事業430万円の減額。これは過疎債のソフト事業でありまして、事業確定に伴う減額となります。

以上で歳入を終わります、18ページをお開きください。

18ページは、第2表地方債補正であります。

変更でありまして、内容としては過疎対策事業の補正前、補正後の限度額の変更であります。まず過疎対策事業の上段の3億1,210万円、これが補正後は3億780万円、430万円の減額となります。内容としては、その下の過疎地域自立促進特別事業7,470万円が、限度額補正後は7,040万円となります。ここで430万円の減額となります。以下、防災行政無線整備事業から社会体育施設整備事業、3月定例会までに議会において議決をさせていただいて、限度額の補正は既に終わっております。

なお、補正前の利率、それから補正後の利率については、ここに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度陸別町一般会計補正予算（第12号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、19ページから25ページまでを参照してください。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 歳出の3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節負担金補助及び交付金で、社会福祉協議会420万9,000円の減額について質問いたします。

これは、先ほども説明がありましたように、当初予算額3,463万円、これは人件費を含めてであります。対する減額措置ということでもあります。対前年度比で1,188万円ほどふやしていたと思います。退職予定者2名への補充について、円滑な事務引き継

ぎを目的として、これは異例な取り扱いだと思いますが、1年間先行して採用するための人件費であったと、そのような説明を受けておりました。1名の採用がかなわなかったということで、不用額を減額するということでもあります。2名を予定していたところ1名しか採用にならなかったということでもあります。その結果、現在の業務への支障があるのかないのか、社会福祉協議会に確認されているのかお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 今、議員御指摘のとおり、1人入っていないということでもありますので、業務に支障がないかということで、社協には私どものほうから確認をしているところでございますが、現在のところ大きな支障はないということでもあります。成年後見の実施機関とかも始めておりますので、今後、そういうことが起きないように皆さん努力をするということと、職員の早期雇用について努力をするということを確認をしているところであります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） これに関連して、この専決処分についてであります。補助金を受ける側の社会福祉協議会、これは3月に決算に向けた予算額の最終補正を行っているはずであります。出す側の町が専決処分ということでもあります。本来は社会福祉協議会と連動して3月に行われるべきものと思うわけでもあります。それができなかった特段な理由があったのかお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 今回、あくまでも社会福祉協議会に対する人件費関係、町が補助金を出しているものについての補助金の整理ということで、まず御理解をいただきたいと思います。それで社協としては、職員についてはずっと募集をかけて、みずから動いて、やってきましたけれども、あくまでも今回は3月31日で社会福祉協議会に対する町の補助金の減額と、そういうことで私どもは整理しております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） お聞きしたいのは、ほかの科目についても3月の定例会で減額するものは減額したと思います。先ほど申し上げましたように社会福祉協議会、3月に最終補正をおそらく行っているはずで、そのときに不用額がほぼ確定しているだろうと、仮にそれ以後1カ月に採用する可能性があったにしても、そのままにしておくことではなかったのではないかと、そのように考えていることで質問したわけでもあります。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議員、御指摘のとおりだと思いますが、社協のほうから変更申請が上がってくるのが、日付が3月31日付で書類が上がって参りますので、3月補正に減額予算を上げるというのは実質的には、事務的にはもう無理だということでもあります。

ただし、今回の人件費の関係につきましては、12月時点でもある程度の予測はできたのではないかとということで、社協のほうには今後、変更申請なりを早目に出すようにということで指示をしたところであります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 23ページの積立金の関係なのですが、今までも何度か私、質問していて、ちょっと数字がよく、しっくりいかないのでもっと確認したいのですが、それから基金についての預け先の関係で、いわゆる果実というか、率ですね、金利なんかは一体どうなっているのかちょっと説明願います。

ということで、例えば資料の3によると、27年度末の現在高とそれから平成28年度の間における増減の関係で、最終的に平成28年度末の現在高と、これは、この表のとおり、その数字がつながってくるわけなのです。いわゆる27年度の末現在から28年度までに、その間における運用益とか、あるいは剰余金予算などを組んでというふうに数字は合ってくるのですが、この数字等における、いわゆる28年度ですね、現在高について、今回の補正をした積立金がプラスされているのかされていないのか、その辺の説明をお願いいたします。

以上、二つについて。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 28年度の現在高につきましては、今回の補正分が追加されております。最終的な現在高となっております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） という説明は、あくまでも積立金の関係の科目に、例えば地域福祉基金積立金3,000万円ですね、これが3,460万円はこれまでのこの1年間における、今回の補正とで合わせた数字というふうに理解していくということですね。そうすると、いずれにしても今回のいわゆる平成27年度の末と28年度の現在高で増減ですね、基金の関係でいくと、地域福祉基金が4,550万円ぐらいかな、ふえたのですが、昨年の27年度の現在高というか、年度末の数字から。この4,500万円、今回もちろん3,000万円プラスだから、1,000万円ぐらいのプラスと合わせたもので4,500万円ぐらいになると思うのですが、その形でいくと27年度より増額になっている点について、何か今後この基金の目的からいって4,500万円をふやさなければならない理由が何かあったのかどうかについて、ちょっと説明願いたいと思いますけれども。

金利についてもお願いします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） この資料を見てもらえばわかると思うのですが、この資料の見方から説明します。

まず、27年度末の現在高、これは決算でも出ていますけれども、27年度末の現在高、そして運用収益というのは、一応積んで見込まれた利率分、それを円単位で確定見込みなので上げています。これは当然、予算でも出していますけれども、基金に積み立てすると。それから、決算剰余積立6,000万円、これは決算確定する場合については、地方財政法などでも御存じのとおり2分の1以内で財政調整基金に積み立てしなさいと、そういったことがございますから、決算剰余金で6,000万円を積んでいると。それから、予算、積み立てのほうの予算ですね、これが今回の補正予算も含めた金額が、今までの補正予算で計上している部分、積立分が入っている部分が入っていますと。

したがって、28年度においては、まず一般会計だけでいきますと、4億4,116万4,343円を元金という考え方で予算に積んでいると。その右側が決算剰余金、それから運用収益も含めた積立金が5億717万9,209円だと。この取り崩しというのは、5億1,645万5,000円とあります。これは基金を取り崩して、歳入で、収入で受けて、歳出で特定目的な事業に基金を、お金を充てると、そういう額であります。

したがって、今、言われました地域福祉基金、27年度末決算が1億9,846万4,387円で、28年度中、今回の補正予算を含めて予算上の元金積み立てが8,001万円で、利息を合わせると8,010万4,727円を基金に積んでいるということになります。したがって、28年の取り崩しが3,460万円ですから、その差額分というのは27年度末から見ると上のせになって、28年度末現在高ではプラスになっていると、これは2億4,396万9,114円の残高見込みと。最終確定は決算で確定しますから、現在までの予算上の見込みの数字ということで押さえていただきたいと思います。

どういうところに積むかということなのですが、議員御存じのとおり、陸別町、ほとんどまず、いきいき産業支援基金は例年必ず取り崩して歳出に、いきいき産業支援基金なんかもそうですけれども、8,000万円を取り崩していますね。歳出に充てていますよね。そういう各年度においての基金の目的にある事業、それがいきいき産業支援基金であったり、地域福祉基金であったり、それから公共施設等維持管理基金。公共施設の年度当初は、例年4,000万円から5,000万円ぐらい取り崩しをしています、年度当初では。だから、積まなければ、毎年基金が減額になっていくわけですね、だからある程度歳入増が見込まれる場合については、今言った基金、それから給食センター管理運営基金もそうです。給食センター管理運営基金も、毎年当初予算では2,000万円ぐらいは取り崩しをして、給食センターの維持管理費に充当しています。

したがって、毎年ある程度、特定目的の大型事業といいますか、そういったものについては今言った基金のお金を取り崩して充当していると。これを決算剰余金なり、あるいは今回の専決処分のようにある程度歳入増が見込まれる、その場合についてはこういう基金に戻して積み立てをしていくと、そういう内容です。だから、毎年、大体御存じだと思います。

ますけれども、年度当初では必ず基金を取り崩して、そして歳入のお金を確保して、そして事業に充てると、歳出で。今言ったように、基金を毎年取り崩していけば、当然、基金はなくなってしまいますよと。ましてや御存じのとおり、地方交付税が年々減少傾向になってきているわけですから、そうすると町税自体も、陸別のように町税の財源が少ないとなったら、なおさら基金というのは重要になってくると。

そういったことで、今までの一般質問の中にもあったと思いますけれども、積むだけが能ではないと。やっぱりまちづくりなり、この陸別町を残すためには基金に、ある程度財源に余裕があれば残して、積んで、大型事業に今後も充てていきますよと、そういう考え方です。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） あと運用関係の、利率の関係でございますが、こちらにつきましても基金ですとか、積み立てするときによりまして、いろいろばらつきがありますが、今、確認したところ、大体0.01%から0.0%の利率となっております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 丁寧な説明をありがとうございます。しかし、私が質問しているのは、副町長が説明するように、基金を取り崩していくということは、これは1年間の運用というか、収支の運営の中で必要な面はそれはかわります。そして取り崩した分を次に補うという形で、年度末に補正なり、あるいは交付金が意外に多く来たとか、あるいは当てにしている数字が来たとかということで積み上げるのはいいと思うよ。

だけれども、私さっき言ったように、27年度より多くやっぱり積まれている基金というのが、例えば地域福祉基金なんかは4,500万円ぐらい多くなっている。これは何を考えて、目的基金ですから、条例によりまして地域福祉事業の推進を図るためというふうになっていますので、4,500万円積まなければならない理由は、その基金の条例からいった目的が、それによってどういうふうな変化が起きたのかという説明を求めたいのです。

ですから、減債基金とか、財政調整基金かい、これは今後、今、副町長が言った心配の面がありますよね、財政上。そういった場合には、去年の8億円から今回7億5,000万円ということになれば、総体的にこの5,000万円ぐらい減らされているということの意味合いも、見通しを立てる上で、その意味というのですか、積む上での意味がどういうふうになっているのかということをお聞きしたいのですけれども、全般的な面で説明があればしてほしいのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 当初予算を見てもらえば、29年でどれだけ取り崩したかということがわかるかと思います。29年度当初予算で、一般会計で3億7,720万円取

り崩しています。今、私が前段で申し上げた歳出の大型事業ですとか、そういったものにも基金を充当して、一般会計で3億7,720万円取り崩ししている。例えば、地域福祉基金でしたら、当初予算では3,430万円基金を取り崩しています。

つまり、そのように29年度当初予算では、ふるさと整備基金から財政調整基金はもちろんそうですが、スポーツ振興基金まで、一般会計では3億7,720万円の基金の取り崩しをしているということがあります。だから、それを見もらえば大体、何とこのですか、どこに積むかというのは大体想定されるかと思うのですが、説明は、先ほど言った内容でして、当初予算の段階では、この専決処分を終わらせた、基金に積みました。その後の29年度現在、当初予算を取り崩したときの基金の一般会計の残高というのは5億1,400万円ぐらいです。そのように、この部分がふえる形になりますけれども、29年度当初予算の3月の段階では何ぼか基金に積みましたが、50億円を切っているのが29年度当初予算、3月段階での基金の残高でしたけれども、今回の歳計剰余金が見込まれるということで、年度途中におろした、取り崩した金額、それらも含めて基金に戻して、そして29年度の予算に反映をさせていくと。したがって、これ以降29年中に、また大型事業が急遽出てきた場合には、一般財源で対応できなければ基金を取り崩して財源を確保して、事業を執行するという、そういう流れになります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、第2条、地方債補正について質疑を行います。

18ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第26号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり承認されました。

11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時27分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第5 議案第27号財産の取得について

○議長（宮川 寛君） 日程第5 議案第27号財産の取得についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第27号財産の取得についてですが、平成29年4月27日執行の入札に係る落札者と本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めます。

内容につきましては、副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第27号について御説明を申し上げます。

財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

この取得につきましては、町外業者3者を指名して入札を執行しております。

記。

1、財産の区分、町有公用車両(除雪トラック)。

2、財産の規格・数量、除雪トラック(10トン専用)1台。

3、財産取得予定価格、一金4,390万6,007円也。

4、財産取得の相手方、帯広市西21条北1丁目3番12号。UDトラックス道東株式会社、代表取締役、金尾泰明。

落札率は95%になります。

納期ですが、本日、議決をいただきましたならば、速やかに本契約を結んで、来年、平成30年2月28日までの納期となります。

以上で説明を終わらせていただきます。以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第27号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第28号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長(宮川 寛君) 日程第6 議案第28号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第28号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 芳賀町民課長。

○町民課長(芳賀 均君) それでは、私のほうから議案第28号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集の27ページをごらんいただきたいと存じます。

先に改正条文を読み上げます。

陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

陸別町国民健康保険税条例(昭和27年陸別町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改めるであります。

今回の改正の概要を申し上げますと、地方税法の改正に伴いまして、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の所得に引き上げ等を行おうというものであります。

それでは、お手元の説明資料ナンバー4をお開きください。

済みません。説明に入ります前に恐縮ですが、議案書の訂正をお願いしたいと存じます。提案の理由のところではありますが、昭和29年となっておりますが、これは平成の誤りであります。大変申しわけございません。訂正をお願いしたいと存じます。

それでは、説明を進めさせていただきたいと存じます。

資料ナンバー４によりまして説明を続けさせていただきます。

軽減措置の対象枠拡大の改正内容につきまして説明をいたします。

説明資料の(２)をごらんください。

今回(１)の課税限度額の引き上げというのが、ここ数年、毎年のようにあったわけですが、今回はありませんでした。(２)の表をごらんいただきたいと存じます。左側の金額は、参考までに軽減後の税額を記載しております。なお、条例では、減額する額を規定しておりますが、この表では減額後の金額をあらわしておりますので、御理解のほどお願いいたします。

ここで表の基準額の右側が改正前で、左側が改正後となります。

改正部分は、太線内の下線で示したところであります。具体的には、５割軽減において軽減判定をするための基準を算定する際の計算基礎額が２６万５,０００円から２７万円となることで、その世帯において５,０００円掛ける被保険者数分が拡大となります。

次に、２割軽減におきましては、計算基礎額が、現行４８万円が４９万円となり、結果として１世帯当たり１万円掛ける被保険者数分が拡大となります。また、この改正による影響額につきましてでございますが、平成２９年３月３１日時点の情報による試算の結果ではありますが、軽減措置の拡充による影響は当町はありませんでした。

次に、議案集の２７ページをごらんいただきたいと存じます。

附則を読み上げます。

施行期日。第１条、この条例は、公布の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

適用区分。第２条、改正後の陸別町国民健康保険税条例の規定は、平成２９年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２８年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるであります。

なお、この条例案につきましては、４月２６日に開催いたしました陸別町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案のとおり承認するとの答申をいただいておりますことを報告いたします。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によって、お答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第２８号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第7 議案第29号平成29年度陸別町一般会計
補正予算(第1号)**

○議長(宮川 寛君) 日程第7 議案第29号平成29年度陸別町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第29号平成29年度陸別町一般会計補正予算(第1号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,948万4,000円とするものがあります。

内容につきましては、副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 佐々木副町長。

○副町長(佐々木敏治君) それでは、私のほうから議案第29号を説明いたします。

平成29年度陸別町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出5ページをお開きください。

2、歳出。3款民生費1項社会福祉費2目老人福祉費13節委託料、施設設備調査25万8,000円ですが、昨年11月25日に福寿荘が火災に遭いました。そのときに、ふれあいの郷の福寿荘側の外壁が損傷したわけですが、ふれあいの郷の電気というのは福寿荘から引いているため、火災のあった日から停電になったわけがあります。

ふれあいの郷の復旧工事については、12月定例会で予算を議決いただきまして、もう完了しておりますけれども、実は停電によって、ふれあいの郷のトイレですとか、暖房ボイラーですとか、パネルヒーター、床暖等の不凍液が、16年4月に開設したわけですが、それ以来、交換はしていなかったために水状になっていたのが現状であります。それらが凍結しまして、トイレ、暖房ボイラーなどパネルヒーター、床暖の各配管も、水回りの凍結によりましてトイレ、ボイラーなどの水漏れがわかったわけがあります。その

支障箇所の調査を委託するお金を、一応、予算として25万8,000円を今回緊急を要するということで、予算を計上させていただきました。

なお、その調査結果は今月中に出ますので、ボイラーの更新、それから修繕を含めて、6月定例会にふれあいの郷の改修といいますか、経費を、予算を計上したいと。この調査結果に基づいてボイラーの更新、あるいは修繕を含む予算を計上したいという考え方があります。

以上で歳出を終わりました、次、歳入4ページになります。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、今回、普通地方交付税で25万8,000円を財源として予算を計上しました。補正前の既定額が21億7,910万1,000円、これは普通交付税が19億9,910万1,000円と特別交付税が1億8,000万円ですから、今回、普通交付税で25万8,000円を補正をして、補正後の額が21億7,935万9,000円ですが、普通交付税が19億9,935万9,000円、特別交付税は変わらず1億8,000万円の内訳となります。

以上で説明を終わらせていただきます。以後、御質問によってお答えをしていきたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第29号平成29年度陸別町一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第29号平成29年度陸別町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（宮川 寛君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成29年陸別町議会第2回臨時会を閉会します。

閉会 午前11時44分